

第1663回島根県教育委員会会議 議題書

令和7年6月2日(月)
日 時
13時30分～

第1663回教育委員会会議議題

期日 令和7年6月2日(月)

議題

一公開一

(報告事項)

第11号 令和8年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・
昇任候補者選考試験（令和7年度実施）について
(学校企画課) ————— 1

報告第 11 号
学校企画課

**令和 8 年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭
採用・昇任候補者選考試験（令和 7 年度実施）について**

1 管理職に求められる資質能力（管理職育成プログラム R6 3月改定 より）

- | | | |
|---------------|-------------|-----------|
| ① 高い教育理念と広い識見 | ② 学校経営 | ③ 学校管理・運営 |
| ④ 人材育成 | ⑤ 外部との連携・折衝 | |

※主幹教諭については、①②④⑤

2 試験内容

区分	校 長	教 頭	主幹教諭
一次	論文記述 (90分) [学校管理・学校教育]	論文記述 (90分) [学校管理・学校教育]	
	面 接 (15分)	面 接 (15分)	面 接 (15分)
二次	面 接 (20分×2)	面 接 (20分×2)	面 接 (20分)

一次面接は教育事務所、二次面接は本庁で実施。

※ 令和 4 年度実施より、校長・教頭一次試験で実施していた客観テスト(60分)を廃止し、校長一次試験で面接試験を実施。

3 試験期日等

(1) 願書提出	受験者から所属長へ 7月9日（水）
	所属長から市町村教委へ 7月16日（水）
	市町村教委から教育事務所へ 7月23日（水）
	教育事務所から学校企画課へ 7月30日（水）

(2) 選考試験	第一次選考試験（論文記述） 8月19日（火）
	第一次選考試験（面接試験） 8月上旬
	第二次選考試験 10月中旬～11月中旬

(3) 選考結果通知	第一次選考試験 10月上旬
	第二次選考試験 12月上旬

4 試験会場

- ・第一次試験 各教育事務所
- ・第二次試験 松江会場及び浜田会場

5 選考上の特例

(1) 教頭選考における主幹教諭 2 年以上勤務者への特例 【R 4 実施～】

主幹教諭として 2 年以上勤務した者（今年度末現在）は、教頭一次試験を免除。

(2) 教頭選考における市町村教育委員会教育長の推薦枠 【R 5 実施～】

- ・ 市町村教育委員会教育長に対して、46歳以上58歳以下の者で、次の①又は②のいずれかに該当し、かつ、学校組織マネジメントを実践する力量を有する者について推薦を求める。
 - ① 教務主任、学年主任、研究主任、生徒指導主事等、教職員間の連絡調整及び他の教職員に対する指導・助言を担う校務の経験を有する者。
 - ② 教育行政機関での勤務経験を有する者。
- ・ 推薦された者（教諭）については、教頭第一次試験を免除する。

(3) 主幹教諭選考における市町村教育委員会教育長の推薦枠 【R 4 実施～】

- ・ 市町村教育委員会教育長に対して、36 歳以上 45 歳以下の者で、将来管理職への登用が見込まれる特に有望な者についての推薦を求める。ただし、46 歳以上 58 歳以下の者であっても、主幹教諭としての学校運営の中核業務に携わることができる者の推薦も可能とする。
※ 主幹教諭の配置のない町村においても、市部の学校で経験を積ませたい者の推薦を可能とする。
- ・ 推荐された者については、主幹教諭第一次試験（教育事務所面接）を免除する。

6 受験資格

(1) 校長

現在表中 A のいずれかに該当し、B の要件を具備すること。

A 対 象	B 要 件	
a 市町村立学校教頭		
b 教育委員会事務局又は教育機関の職員で教頭職の者	45 歳以上かつ 58 歳以下 (R8. 4. 1 現在) であること。	教頭を 3 年以上経験した者であること。
c 島根県教育委員会が適任と認めた者		

※ aには、島根大学教育学部附属学校の副校(園)長を含む。

(2) 教頭

島根県内市町村立学校で教諭等として3年以上(今年度末現在)の勤務経験を有する者で、現在次表のAのいずれかに該当し、Bの要件を具備すること。

A 対 象	B 要 件	
a 市町村立学校 主幹教諭		
b 市町村立学校 教諭、 養護教諭、 栄養教諭	38歳以上か つ58歳以下 (R8. 4. 1) で あること。	教育に関する職に10年 以上あったこと。 人事異動の解消状況において、教育職員細則上の①②のいずれかを満たすこと。 ①「他地域勤務」を終了してい る。 ②「へき地学校勤務」を終了 し、現在「他地域勤務」を解 消中である。
c 市町村立学校 事務職員		人事異動の解消状況において、事務職員細則上の「出身外ブロック等勤務」を2回以上終了していること。
d 県教育委員会が 適任と認めた者		

※ a～cには、市町村立学校教職員に採用され、現に以下の職にある者を含む。

- ・教育委員会事務局等職員又は市町村教育委員会事務局職員。
- ・島根県立学校の教諭、養護教諭、栄養教諭。
- ・島根大学教育学部附属学校の教諭、養護教諭。

(3) 主幹教諭

島根県内市町村立学校で教諭として3年以上(今年度末現在)の勤務経験を有する者で、現在、次表のAのいずれかに該当し、Bの要件を具備すること。

A 対 象	B 要 件	
a 市町村立学校 教諭		
b 県教育委員会が 適任と認めた者		

※ aには、市町村立学校教諭に採用され、現に以下の職にある者を含む。

- ・教育委員会事務局等職員又は市町村教育委員会事務局職員。
- ・島根県立学校の教諭。
- ・島根大学教育学部附属学校の教諭。

7 役職定年予定者数

- ・ 校 長 51名 (小学校 31名、中学校 20名)
- ・ 教 頭 10名 (小学校 8名、中学校 2名)
- ・ 主幹教諭 2名 (小学校 1名、中学校 1名)